に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十一項を同条第十二項とし、同条第十項中「附則第十二条の二の二第二項第四号ロ」を「附則第十二条の二の二第二項第四号ハ」に改め、同項第二号中「百十」を「百十五」に、「平成二十七年度燃費基準十パーセント向上達成車」を「平成二十七年度燃費基準二十パーセント向上達成車又は平成二十七年度燃費基準十五パーセント向上達成車」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第九項の次に次の一項を加える。

10　法附則第十二条の二の二第二項第四号ロに規定する車両総重量が二・五トン以下のバス又はトラックで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一　窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号の表のロに掲げる自動車については同表のロに掲げる値、同表のハに掲げる自動車については同表のハに掲げる値、同表のニに掲げる自動車については同表のニに掲げる値のそれぞれ四分の一を超えない自動車で、かつ、特定基準に適合するものであることについて国土交通大臣が認定していること。

二　実施要領第四条に規定する平成二十七年度燃費基準達成・向上達成レベル（以下この条及び次条において「平成二十七年度燃費基準達成レベル」という。）が百二十五以上であること及び当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車が平成二十七年度燃費基準三十五パーセント向上達成車又は平成二十七年度燃費基準二十五パーセント向上達成車であることが記載されていること。

附則第四条の五第一項中「又は車両総重量が二・五トン以下のバス若しくはトラック」を削り、同項第一号中「に掲げる自動車については同表のイに掲げる値、同表のロに掲げる自動車については同表のロに掲げる値、同表のハに掲げる自動車については同表のハに掲げる値、同表のニに掲げる自動車については同表のニ」及び「それぞれ」を削り、同項第二号中「平成二十七年度燃費基準達成レベル」を「平成三十二年度燃費基準十パーセント向上達成車」に改め、同条第十七項を次のように改める。

17　法附則第十二条の二の三第四項第一号ハに規定する車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一　窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号の表のハに掲げる値の二分の一を超えない自動車で、かつ、特定基準に適合するものであることについて国土交通大臣が認定していること。

二　平成二十七年度燃費基準達成レベルが百五以上百十未満であること及び当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車が平成二十七年度燃費基準五パーセント向上達成車であることが記載されていること。

附則第四条の五第十七項を同条第十九項とし、同条第十六項を次のように改める。

16　法附則第十二条の二の三第四項第一号ロに規定する車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一　窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号の表のハに掲げる値の四分の一を超えない自動車で、かつ、特定基準に適合するものであることについて国土交通大臣が認定していること。

二　平成二十七年度燃費基準達成レベルが百以上百五未満であること及び当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車が平成二十七年度燃費基準達成車であることが記載されていること。

附則第四条の五第十六項を同条第十八項とし、同条第十五項を次のように改める。

15　法附則第十二条の二の三第四項第一号イに規定する乗用車又は車両総重量が二・五トン以下のバス若しくはトラックで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一　窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号の表のイに掲げる自動車については同表のイに掲げる値、同表のロに掲げる自動車については同表のロに掲げる値、同表のハに掲げる自動車については同表のハに掲げる値、同表のニに掲げる自動車については同表のニに掲げる値のそれぞれ四分の一を超えない自動車で、かつ、特定基準に適合するものであることについて国土交通大臣が認定していること。

二　平成二十七年度燃費基準達成レベルが百十以上で平成三十二年度燃費基準達成レベルが百未満（車両総重量が二・五トン以下のバス又はトラックにあつては、平成二十七年度燃費基準達成レベルが百十以上百十五未満）であること及び当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車が平成二十七年度燃費基準二十パーセント向上達成車又は平成二十七年度燃費基準十パーセント向上達成車であることが記載されていること。

附則第四条の五第十五項を同条第十七項とし、同条第十四項中「百五以上百十未満」を「百十以上百十五未満」に、「平成二十七年度燃費基準五パーセント向上達成車」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第十三項第二号中「百以上百五未満」を「百五以上百十未満」に、「平成二十七年度燃費基準達成車」を「平成二十七年度燃費基準五パーセント向上達成車」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第十二項中「百五以上百十未満」を「百十以上百十五未満」に、「平成二十七年度燃費基準五パーセント向上達成車」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十一項第二号中「百以上百五未満」を「百五以上百十未満」に、「平成二十七年度燃費基準達成車」を「平成二十七年度燃費基準五パーセント向上達成車」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十項中「附則第十二条の二の三第三項第一号ニ」を「附則第十二条の二の三第三項第一号ハ」に改め、同項第二号中「百五以上百十未満」を「百十以上百十五未満」に、「平成二十七年度燃費基準五パーセント向上達成車」を「平成二十七年度燃費基準十パーセント向上達成車」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第九項中「附則第十二条の二の三第三項第一号ロ」を「附則第十二条の二の三第三項第一号ハ」に改め、同項第二号中「百以上百五未満」を「百五以上百十未満」に、「平成二十七年度燃費基準五パーセント向上達成車」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第八項中「又は車両総重量が二・五トン以下のバス若しくはトラック」を削り、同項第一号中「に掲げる自動車については同表のイに掲げる値、同表のロに掲げる自動車については同表のロに掲げる値、同表のハに掲げる自動車については同表のハに掲げる値、同表のニに掲げる自動車については同表のニ」及び「それぞれ」を削り、同項第二号中「平成二十七年度燃費基準達成レベル」を「平成三十二年度燃費基準達成レベル」に、「平成二十七年度燃費基準達成車」を「平成三十二年度燃費基準達成車」に改め、同項を同条第九項とし、同項の次に次の一項を加える。

10　法附則第十二条の二の三第三項第一号ロに規定する車両総重量が二・五トン以下のバス又はトラックで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一　窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号の表のロに掲げる自動車については同表のロに掲げる値、同表のハに掲げる自動車については同表のハに掲げる値、同表のニに掲げる自動車については同表のニに掲げる値のそれぞれ四分の一を超えない自動車で、かつ、特定基準に適合するものであることについて国土交通大臣が認定していること。

二　平成二十七年度燃費基準達成レベルが百十五以上百二十未満であること及び当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車が平成二十七年度燃費基準十五パーセント向上達成車であることが記載されていること。

附則第四条の五第七項中「百十」を「百十五」に、「平成二十七年度燃費基準十パーセント向上達成車」を「平成二十七年度燃費基準十五パーセント向上達成車」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項第二号中「百五以上百十未満」を「百十以上百十五未満」に、「平成二十七年度燃費基準五パーセント向上達成車」を「平成二十七年度燃費基準十パーセント向上達成車」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項中「百十」を「百十五」に、「平成二十七年度燃費基準十五パーセント向上達成車」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項第二号中「百五以上百十未満」を「百十以上百十五未満」に、「平成二十七年度燃費基準五パーセント向上達成車」を「平成二十七年度燃費基準十パーセント向上達成車」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「附則第十二条の二の三第二項第一号ハ」を「附則第十二条の二の三第二項第一号ニ」に改め、同項第二号中「百十」を「百十五」に、「平成二十七年度燃費基準十五パーセント向上達成車」に改め、同項を同条第四項とし、同条